項　　目	現　　行	改　　正
（点数の見直し）		
（区分の新設）	（新設） →	気管縫合術　1,040点
第6款　顔面・口腔・頸部		
口蓋腫瘍摘出術 （項目の見直し）	6,720点 →	1　口蓋粘膜に限局するもの　400点 2　口蓋骨に及ぶもの　6,720点
（区分の新設）	（新設） →	軟口蓋形成手術　7,800点
舌悪性腫瘍手術 1　切除 2　亜全摘 （点数の見直し）	11,000点 31,300点 →	11,700点 32,900点
口腔、顎、顔面悪性腫瘍切除術 （点数の見直し）	37,700点 →	39,600点
口唇裂形成手術 （区分の見直し）	口唇裂形成手術 1　口唇のみの場合　7,800点 2　口唇裂鼻形成を伴う場合　12,200点 3　鼻控底形成を伴う場合　13,100点 →	口唇裂形成手術（片側） 1　口唇のみの場合　7,800点 2　口唇裂鼻形成を伴う場合　12,200点 3　鼻腔底形成を伴う場合　13,100点
（注の見通し）	注　両側を同時に行った場合は、所定点数に所定点数の100分の50に相当する点数を加算した点数で算定する。 →	（削除）
（区分の新設）	（新設） →	口唇裂形成手術（両側） 1　口唇のみの場合　11,700点 2　口唇裂鼻形成を伴う場合　18,300点 3　鼻腔底形成を伴う場合　19,700点
頬骨変形治癒骨折矯正術 （点数の見直し）	17,100点 →	18,000点
顔面多発骨折観血的手術 （点数の見直し）	16,900点 →	17,700点

項　　目	現　　行	改　　正
上顎骨悪性腫瘍手術 1　掻爬 2　切除 3　全摘 （点数の見直し）	4,300点 19,600点 30,900点	4,520点 20,600点 32,400点
上顎骨形成術 1　単純な場合 2　複雑な場合及び2次的再建の場合 （点数の見直し）	11,900点 20,600点	12,500点 21,600点
耳下腺悪性腫瘍手術 1　切除 2　全摘 （点数の見直し）	18,100点 27,300点	19,000点 28,700点
バセドウ甲状腺全摘(亜全摘)術（両葉） （点数の見直し）	15,200点	16,000点
上皮小体腺腫過形成手術 1　上皮小体摘出術 2　上皮小体全摘術(一部筋肉移植) （点数の見直し）	9,280点 14,600点	9,280点 20,000点
上皮小体癌手術（広汎） （区分の見直し）	上皮小体癌手術（広汎） 20,000点	上皮小体悪性腫瘍手術（広汎）　20,000点
第7款　胸部 （区分の新設）	（新設）	乳癌冷凍凝固摘出術 6,040点
乳腺悪性腫瘍手術 （項目の変更）	2　乳房部分切除術（腋窩部郭清を伴わないもの） 20,000点 3　乳房部分切除術（腋窩部郭清を伴うもの（内視鏡下によるものを含む）） 26,600点 4　乳房切除術(腋窩鎖骨下部郭清を伴うもの)・胸筋切除を併施しないもの　27,100点 5　乳房切除術（蔽窩鎖骨下部郭清を伴うもの)・	2　乳房部分切除術（腋窩部郭清を伴わないもの） 16,000点 3　乳房切除術（腋窩部郭清を伴わないもの） 19,000点 4　乳房部分切除術（腋窩部郭清を伴うもの(内視鏡下によるものを含む。))　26,600点 5　乳房切除術（腋窩鎖骨下部郭清を伴うもの)・胸筋切除を併施しないも

項　　目	現　　行	改　　正
	胸筋切除を併施するもの 22,1000点 6　拡大乳房切除術（胸骨旁、鎖骨上、下窩など郭清を併施するもの） 33,000点 注　止血用加熱凝固切開装置を使用した場合は、所定点数に700点を加算する。	の 27,100点 6　乳房切除術（腋窩鎖骨下部郭清を伴うもの）・胸筋切除を併施するもの 22,100点 7　拡大乳房切除術（胸骨旁、鎖骨上、下窩など郭清を併施するもの） 33,000点 （第3節へ移動）
（区分の新設）	（新設） →	乳房の再建術（乳房切除後） 1　一期的に行うもの 21,900点 2　二期的に行うもの 30,000点
肋骨カリエス又は肋骨骨髄炎手術 胸骨カリエス又は胸骨骨髄炎手術 （区分の見直し）	肋骨カリエス又は肋骨骨髄炎手術 5,740点 胸骨カリエス又は胸骨骨髄炎手術 5,740点 →	肋骨・胸骨カリエス又は肋骨骨髄炎手術 5,740点
（区分の新設）	（新設） →	流注膿瘍切開掻爬術 6,020点
胸壁悪性腫瘍摘出術 1　胸壁形成手術を併施するもの 2　その他のもの （区分の見直し）	23,400点 18,600点 →	24,600点 19,500点
（区分の新設）	（新設） →	胸骨悪性腫瘍摘出術 1　胸壁形成手術を併施するもの 24,600点 2　その他のもの19,500点
（区分の新設）	（新設） →	試験的開胸開腹術14,600点
胸腔内血腫除去術 （区分の見直し）	胸腔内血腫除去術14,700点 →	胸腔内（胸膜内）血腫除去術 14,700点
胸腔内合成樹脂球摘出術	胸腔内合成樹脂球摘出術 →	（削除）

項　　目	現　　行	改　　正
(区分の見直し)		
醸膿胸膜、胸膜胼胝切除術 1　1肺葉に相当する範囲以内のもの 2　1肺葉に相当する範囲を超えるもの (点数の見直し)	20,700点 24,300点	→ 21,700点 25,500点
醸膿胸膜、胸膜胼胝切除術(胸腔鏡下のもの) (区分の見直し)	醸膿胸膜、胸膜胼胝切除術(胸腔鏡下のもの) 31,900点	→ 胸腔鏡下醸膿胸膜又は胸膜胼胝切除術　40,400点
(区分の新設)	(新設)	→ 胸膜外肺剝皮術 1　1肺葉に相当する範囲以内のもの　21,700点 2　1肺葉に相当する施囲を超えるもの　25,500点
(区分の新設)	(新設)	→ 胸腔鏡下膿胸腔掻爬術　23,100点
膿胸腔有茎筋肉弁充填術 (点数の見直し)	18,900点	→ 19,800点
胸郭形成手術(膿胸手術の場合) 1　肋骨切除を主とするもの 2　胸膜胼胝切除を併施するもの (点数の見直し)	21,900点 30,200点	→ 23,000点 31,700点
胸郭形成手術(肺結核手術の場合) 補正胸郭形成手術(肺切除後遺残腔) (区分の見直し)	胸郭形成手術(肺結核手術の場合) 1　第1次　9,370点 2　その他のもの　9,370点 補正胸郭形成手術(肺切除後遺残腔)　9,180点	→ 胸郭形成手術(肺切除後遺残腔を含む。)　9,370点
(区分の新設)	(新設)	→ 胸腔・腹腔シャントバルブ設置術　9,640点
(区分の新設)	(新設)	→ 光線力学療法(早期肺癌(0

項　　目	現　　行	改　　正
		期又は1期）に限る。） 6,700点
肺切除術 （項目の変更）	1　楔状部分切除17,100点 2　区域切除（1肺葉に満たないもの）　34,200点 3　肺葉切除　34,100点 4　複合切除（1肺葉を超えるもの）　31,100点 5　1側肺全摘　35,800点 注　自動縫合器を使用した場合は、2,500点を加算する。	1　楔状部分切除18,000点 2　区域切除（1肺葉に満たないもの）　35,900点 3　肺葉切除　35,800点 4　複合切除（1肺葉を超えるもの）　32,700点 5　1側肺全摘　37,600点 6　気管支形成を伴う肺切除　43,500点 （第3節へ移動）
気管支形成を伴う肺切除術 （区分の見直し）	48,000点	（削除）
胸腔鏡下肺切除術 （点数の見直し）	31,700点	37,500点
（区分の新設）	（新設）	胸腔鏡下良性縦郭腫瘍手術 37,500点
（区分の新設）	（新設）	胸腔鏡下良性胸壁腫瘍手術 37,500点
（区分の新設）	（新設）	胸腔鏡下肺縫縮術37,500点
肺悪性腫瘍手術 1　肺葉切除又はこれに満たないもの 2　1側肺全摘又は1肺葉を超えるもの （項目の見直し） （注の変更）	1　肺葉切除又はこれに満たないもの　35,100点 2　1側肺全摘又は1肺葉を超えるもの　39,000点 注　肺縫縮又は気管支断端縫合を行うに当たって、自動縫合器を使用した場合は、2,500点を加算する。	1　肺葉切除又はこれに満たないもの　36,900点 2　1側肺全摘又は1肺葉を超えるもの　41,000点 3　気管支形成を伴う肺切除　43,500点 （第3節へ移動）
胸腔鏡下肺悪性腫瘍手術 （項目の見直し）	55,200点	1　リンパ節郭清を伴わないもの　41,000点 2　リンパ節郭清を伴うもの　58,000点

項　　目	現　　行	改　　正
(区分の新設)	(新設) →	移植用肺採取術(死体)(両側)　49,800点 注　肺提供者に係る組織適合性試験の費用は、所定点数に含まれる。
(区分の新設)	(新設) →	同種死体肺移植術　91,800点 注1　肺移植者に係る組織適合性試験の費用は、所定点数に含まれる。 2　両側肺を移植した場合には、45,000点を加算する。
肺縫縮術 (注の変更)	注　肺気腫に対する正中切開による肺縫縮術を行うに当たって、自動縫合器を使用した場合は、2,500点を加算する。 →	(第3節へ移動)
気管支形成手術 1　楔状切除術 2　輪状切除術 3　気管分岐部切除術 4　気管分岐部切除術(再建を伴うもの) (点数の見直し)	34,000点 36,300点 56,100点 62,300点 →	35,700点 38,100点 58,900点 65,400点
先天性気管狭窄症手術 (点数の見直し)	62,300点 →	65,400点
食道狭窄拡張術 (項目の見直し)	1　直達鏡によるもの　5,570点 2　食道ブジー法　2,520点 →	1　内視鏡によるもの　5,570点 2　食道ブジー法　2,520点 注　短期間又は同一入院期間中、回数にかかわらず第1回目の実施日に1回に限り算定する。
(区分の新設)	(新設) →	食道ステント留置術　5,570点

項　　目	現　　行	改　　正
食道異物摘出術 （項目の見直し）	1　直達鏡又は内視鏡によるもの　5,360点 2　頸部手術によるもの　15,000点 3　開胸手術によるもの　16,700点 4　開腹手術によるもの　16,400点	→ 1　頸部手術によるもの　15,000点 2　開胸手術によるもの　16,700点 3　開腹手術によるもの　16,400点
食道切除再建術 1　頸部、胸部、腹部の操作によるもの 2　胸部、腹部の操作によるもの 3　腹部の操作によるもの （点数の見直し）	47,600点 39,100点 26,100点	→ 50,000点 41,100点 27,400点
（区分の新設）	（新設）	→ 胸壁外皮膚管形成吻合術 1　頸部、胸部、腹部の操作によるもの　50,000点 2　胸部、腹部の操作によるもの　41,100点 3　腹部の操作によるもの　27,400点 4　バイパスのみ作成する場合　24,100点
食道腫瘍摘出術 （項目の見直し）	1　内視鏡によるもの　6,520点 2　開胸又は開腹手術によるもの　18,200点 3　腹腔鏡・縦隔鏡下によるもの　22,800点	→ 1　内視鏡によるもの　6,520点 2　開胸又は開腹手術によるもの　20,200点 3　腹腔鏡下、縦隔鏡下又は胸腔鏡下によるもの　27,500点
（区分の新設）	（新設）	→ 表在性食道悪性腫瘍光線力学療法　6,800点
食道悪性腫瘍手術（単に切除のみのもの） 1　頸部食道の場合	27,300点	→ 28,700点

項　　目	現　　行	改　　正
2　胸部食道の揚合 （点数の見直し）	33,200点	34,900点
先天性食道閉鎖症根治手術 （点数の見直し）	43,600点 →	45,800点
食道悪性腫瘍手術（消化管再建手術を併施するもの） （項目の見直し）（注の見直し）	1　頸部、胸部、腹部の操作によるもの（腹腔鏡下によるものを含む。） 68,100点 2　胸部、腹部の操作によるもの　60,100点 3　腹部の操作によるもの 42,900点 注1　自動吻合器又は自動縫合器を使用した場合は、5,500点又は2,500点をそれぞれ加算する。 →	1　頸部、胸部、腹部の操作によるもの（胸腔鏡下によるものを含む。） 73,500点 2　胸部、腹部の操作によるもの　64,600点 3　腹部の操作によるもの 51,000点 （第3節へ移動）
食道噴門形成手術（開腹によるもの） （区分の見直し）	食道噴門形成手術（開腹によるもの）　18,700点 →	食道アカラシア形成手術 18,700点
食道噴門形成手術（腹腔鏡によるもの） （区分の見直し）	食道噴門形成手術（腹腔鏡によるもの）　23,800点 →	腹腔鏡下食道アカラシア形成手術　26,000点
食道切除後2次的再建術 1　皮弁形成によるもの 2　消化管利用によるもの （点数の見直し）（注の見直し）	24,100点 26,400点 注　自動吻合器又は自動縫合器を使用した場合は、5,500点又は2,500点をそれぞれ加算する。 →	25,300点 27,700点 （第3節へ移動）
食道・胃静脈瘤手術 （項目の見直し）	1　食道・胃壁静脈瘤結紮術を主とするもの 22,300点 注　自動吻合器又は自動縫合器を使用した場合は、5,500点又は2,500点をそれぞれ加算する。 →	1　血行遮断術を主とするもの　22,300点 （第3節へ移動）

項　　目	現　　行	改　　正
(区分の新設)	(新設) →	食道静脈瘤手術（開腹） 22,300点
(区分の新設)	(新設) →	内視鏡的食道・胃静脈瘤結紮術　8,990点
(区分の新設)	(新設) →	横隔膜レラクサチオ手術 1　経胸又は経腹16,500点 2　経胸及び経腹23,200点
胸腹裂孔ヘルニア手術 1　経胸又は経腹 2　経胸及び経腹 (点数の見直し)	15,100点 20,000点 →	15,900点 21,000点
食道裂孔ヘルニア手術 1　経胸又は経腹 2　経胸及び経腹 (点数の見直し)	15,400点 19,600点 →	16,200点 20,600点
腹腔鏡下食道裂孔ヘルニア手術 (点数の見直し)	24,000点 →	25,200点
第8款　心・脈管		
試験開心術 (点数の見直し)	23,500点 →	24,700点
心腔内異物除去術 (点数の見直し)	24,000点 →	25,200点
心房内血栓除去術 (点数の見直し)	24,000点 →	25,200点
心腫瘍摘出術 (区分の見直し)	心腫瘍摘出術　38,500点 →	心腫瘍摘出術、心腔内粘液腫摘出術 1　単独のもの　40,400点 2　冠動脈血行再建術（1吻合）を伴うもの 60,100点 3　冠動脈血行再建術（2吻合以上）を伴うもの 82,000点
冠動脈結紮術 (区分の見直し)	冠動脈結紮術 →	(削除)
経皮的冠動脈形成術 (点数の見直し)	22,800点 →	22,000点
経皮的冠動脈血栓切除術 (区分の見直し)	経皮的冠動脈血栓切除術 22,800点 →	経皮的冠動脈粥腫切除術 22,000点

項　　目	現　　行	改　　正
経皮的冠動脈形成術（高速回転式経皮経管アテレクトミーカテーテルによるもの） （点数の見直し）	23,900点 →	23,000点
経皮的冠動脈ステント留置術 （点数の見直し）	22,800点 →	22,000点
（区分の新設）	（新設） →	経皮的冠動脈血栓吸引術 15,000点
冠動脈形成術（血栓内膜摘除） （項目の見直し）	1　1か所のもの47,300点 2　2か所以上のもの 51,300点 →	1　1箇所のもの49,700点 2　2箇所以上のもの 53,900点
冠動脈、大動脈バイパス移植術 （項目の見直し）	1　1本のもの　48,700点 2　2本以上のもの 81,300点 注　人工心肺を使用しない場合は所定点数に所定点数の100分の30に相当する点数を加算する。 →	1　1吻合のもの51,100点 2　2吻合以上のもの 78,000点 注　冠動脈形成術（血栓内膜摘除）を併せて行った場合は、10,000点を加算する。
（区分の新設）	（新設） →	冠動脈、大動脈バイパス移植術（人工心肺を使用しないもの） 1　1吻合のもの 58,800点 2　2吻合以上のもの 89,700点 注　冠動脈形成術（血栓内膜摘除）を併せて行った場合は、10,000点を加算する。
心室瘤切除術（梗塞切除を含む。） （区分の見直し）	1　単独のもの　37,800点 2　冠動脈血行再建術を伴うもの　55,600点 →	1　単独のもの　39,700点 2　冠動脈血行再建術（1吻合）を伴うもの 58,400点 3　冠動脈血行再建術（2吻合以上）を伴うもの 81,000点
（区分の新設）	（新設） →	左室形成術、心室中隔穿孔